

東京消防庁危険物規程

第14条 署長は、火災予防施行規程第3条の2の規定による申請の取下げ、許可の撤回及び許可書類の再交付については、別に定めるところにより処理するものとする。

東京消防庁危険物規程事務処理要綱

第14 申請の取下げ、許可の撤回及び許可書類の再交付の処理（第14条関係）

1 （省略）

2 許可の撤回の届出の処理については、次のとおりとする。

- (1) 署長は、法第11条第1項の規定による製造所等の許可を受けた者から、当該許可に伴う行為を履行しない旨の意思表示があった場合は、別記様式第27号による撤回届の提出を求め、許可の撤回をすることができるものとする。
- (2) 当該許可の撤回に係る許可書類の提示を求め、提示された許可書に別図第2の撤回印を押印し、許可を受けた者に返付する。

3 （省略）